

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

10月1日から“秋の金利上乘せキャンペーン”を実施！

— 同時に10月1日（水）から投資信託の新商品3銘柄も追加 —

京都銀行（頭取 柏原 康夫）では、平成20年10月1日（水）から、投資信託の購入と同時に定期預金（期間3ヵ月間のスーパー定期・大口定期）をお申し込みいただくと優遇金利を適用する「京銀資産運用いきいきパック」の“秋の金利上乘せキャンペーン”を実施しますので、お知らせいたします。

また、これにあわせて多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、10月1日（水）から、投資信託の取り扱い商品を3銘柄追加いたします。

当行では、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできる商品開発を積極的に進め、資産運用のお手伝いをしてまいります。

記

キャンペーンについて

1. 名称

「京銀資産運用いきいきパック」 “秋の金利上乘せキャンペーン”

2. 優遇内容（期間3ヵ月のスーパー定期、大口定期の金利を優遇）

コース名	スーパー定期、大口定期（期間3ヵ月）		
	キャンペーン期間中	通常	優遇幅
レギュラーコース	年5.0% (税引後4.0%)	年4.0% (税引後3.2%)	1.0%上乘せ
退職準備コース (退職金のお受取りを1年以内に予定されているお客様)	年6.0% (税引後4.8%)	年5.0% (税引後4.0%)	1.0%上乘せ
<ご参考> 退職金運用コース (退職金をお受取り後、1年以内のお客様)	年6.0% (税引後4.8%)	年6.0% (税引後4.8%)	現行と同じ

※①詳しくは、お近くの当行窓口にてお問い合わせいただくか、当行ホームページ（平成20年10月1日以降）「京銀資産運用いきいきパック秋の金利上乘せキャンペーン」をご覧ください

②期間3ヵ月のスーパー定期、大口定期に限ります。

③特別金利の適用は初回満期日までで、満期日以降は継続日の店頭金利となります。

3. 期 間

平成20年10月1日（水）から平成20年11月28日（金）まで

4. 預入条件

次の条件を満たす満20歳以上の個人のお客さまが対象です。

- (1) 当行窓口で投資信託（公社債投資信託を除く）の購入と同時にスーパー定期・大口定期（自動継続型）を新規または増額にてお預入れ。
- (2) 取引総額（投資信託購入金額＋定期預金預入金額）が100万円以上1億円以下。
- (3) 定期預金の預入限度額は投資信託の購入金額が上限。

5. 取扱店舗

全 店（ネットダイレクト支店、振込専用支店を除く）

6. 新たに取り扱いする投資信託

ファンド名	商品分類	運用会社
短期豪ドル債オープン （毎月分配型）	追加型株式投資信託 バランス型	大和住銀投信投資顧問
三井住友・ヨーロッパ国債ファンド	追加型株式投資信託 バランス型	三井住友アセットマネジメント
中央三井条件付元本確保型ファンド （2年型）08-10 <愛称：グリーンベルト（2年型）08-10>	単位型株式投資信託 バランス型	中央三井アセットマネジメント

※ 詳しい商品内容等はお近くの京都銀行窓口にてお問い合わせいただくか、京都銀行のホームページ（平成20年10月1日以降）をご確認ください。

7. 販売開始日

平成20年10月1日（水）から

<いきいきパック利用に関するご注意>

- 京銀ダイレクトバンキング（インターネットバンキング・テレフォンバンキング）によるお取引は対象となりません。
- 金利環境の変化等により、商品内容の変更や取扱いを中止する場合があります。
- 円定期預金を満期日前にご解約の場合、特別金利は適用されず、所定の中途解約利率が適用になります。

<投資信託に関するご注意事項について>

- 投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（目論見書）等により必ず内容を十分ご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（目論見書）等は、京都銀行の本支店等にご用意しております。
 - 投資信託は、預金ではありません。
 - 銀行で取り扱う投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
 - 投資信託は、値動きのある債券・不動産投信・株式などの有価証券（外国証券については為替変動リスクもあります）等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および分配金が保証されるものではなく、元本を割り込むことがあります。
 - 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
 - 投資信託には、買付時のお申込手数料（申込金額に対し最高 3.15%＜税込＞）ならびに換金時の信託財産留保額（基準価額に対し最高 0.5%）が必要となり、保有期間中は信託報酬（純資産総額に対し最高年率 2.10%＜税込＞）、監査費用、売買委託手数料、外貨建資産の保管などに要する費用等が信託財産から支払われます。また、一部のファンドでは、解約時に解約手数料（1万口あたり最高 105円＜税込＞）が必要なものがあります。ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書（目論見書）等によりご確認ください。
- ※これら手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。また、証券取引所等の取引停止などやむを得ない事情があるときは、ご換金の申込受付を中止すること等があり、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了（償還）されることがあります。
 - 京都銀行は販売会社であり、設定・運用は各運用会社（投資信託委託会社）が行います。
 - この資料は、京都銀行が作成したものです。

商 号：株式会社京都銀行（登録金融機関）

登録番号：近畿財務局長（登金）第 10 号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

以 上